民法改正を踏まえた各種規定改正のご案内

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は民法改正を踏まえ、令和2年4月1日より預金積金規定等各種規定を改正いたしました。

記

1. 主な改正内容

- (1) 定期性預金の満期前解約の制限表現を明確化いたしました。
- (例) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期) (証書式) 新旧対照表

(内) 自動權就自由並利主足別[東並(NI主) 然足(ハ)、 足別) (証首式) 利口对照表	
改正後	改正前
3. (預金の解約、書替継続)	3. (預金の解約、書替継続)
(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、	(新設)
満期日前の解約はできません。	
(2) (略)	<u>(1)</u> (略)
	(2) (略)

(2) 預金者様の成年後見人等が成年後見制度の審判を受けられ場合の取り扱いを明確化いたしました。

(例) 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期) (証書式) 新旧対照表

改正後	改正前
5. (成年後見人等の届出)	5. (成年後見人等の届出)
(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場	(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場
合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書	合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書
面によって当店に届出てください。 <u>預金者の成年後見人等</u>	面によって当店に届出てください。
について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開	
始された場合も同様に届出てください。	
(2) ~ (5) (略)	(2) ~ (5) (略)

- (3) 各種規定変更時のお客様への周知方法について明確化いたしました。
- (例) 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)(証書式)新旧対照表

改正後	改正前
9. (規定変更)	(新設)
(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化	
その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫	
ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周	
知することにより、変更できるものとします。	
(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用さ	
<u>れるものとします。</u>	

(4) デビットカードのご利用にあたり、契約の無効・取り消しについて金融機関に求める事に関し、現行の通り 抗弁を出来ないとの体制を維持する項目を追加しました。

デビットカード取引規定

改正後

- 3. (デビットカード取引契約等)
- (1) 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。
- (2) 前項によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の 行為がなされたものとみなします。
 - ①当金庫に対<u>する</u>売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
 - ②加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定 の者(以下本条において「譲受人」と総称します。)に対す る、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引 に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該 意思表示を、譲受人に代わって受領します。
- (3) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

改正前

3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当金庫に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。